

第二十八回帝國議會
衆議院

朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員成立

本委員ハ昨二十二日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

福岡 精一君 有田 源一郎君 水品平右衛門君

高原 篤行君 原岡 永江君 國井 庫君

入江 武一郎君 齋藤 巳三郎君 山根 正次君

明治四十五年三月二十三日午前十時二十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

福岡 精一君 齋藤 巳三郎君 山根 正次君

入江 武一郎君 水品平右衛門君 有田 源一郎君

原岡 永江君 高原 篤行君

年長者福岡精一君投票管理者トナル

○投票管理者(福岡精一君)ハ委員長及理事ノ選舉ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○水品平右衛門君ハ投票ヲ用井ス福岡精一君ヲ委員長ニ推薦シ理事ハ委員長ノ指名ニ任スヘシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(福岡精一君)ハ水品君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ自己カ委員長ニ當選シタル旨ヲ告ケ齋藤巳三郎君ヲ理事ニ指名シ尙引續會議ヲ開ク可キ旨ヲ宣告ス

會議

出席政府委員左ノ如シ

拓殖局部長 江木 翼君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル法律案

(以下速記)

○委員長(福岡精一君) 朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キマ

ス

○山根正次君 ドウカ一應政府委員ヨリ之ニ對スル御説明ヲ願ヒマス、サウシテ直チニ

議事ニ入ランコトヲ希望致シマス

○政府委員(江木翼君) 朝鮮總督府ノ判事ハ、昨年ノ改正ノ結果、身體又精神ノ衰弱ニ依テ職務ヲ執ルコト能ハザル場合ニ於テハ、朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ決議ヲ經テ之ニ退職ヲ命ズルコトヲ得ルト云フ規定ガアルノデゴザイマシテ、内地ノ裁判所

構成法同様ノ規定ガアリマシテ、唯内地ト違フトコロハ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督ノ職權ハ内地デハ司法大臣ガ行ヒ、朝鮮ノ高等法院ノ職權ハ内地デハ控訴院又ハ大審院ノ決議ニ依テ退職ヲ命ズル、是デケノ違ヒデアリマス、ソレデ退職判事ハ内地ニ於テモ

裁判所構成法ノ規定ニ據テ、官吏恩給法ノ規定ニ從テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ持テ居リマスノデ、朝鮮ニ於テモ同様官吏恩給法ノ規定ニ依テ恩給ヲ受ケ得ル場合

ニ於テハ、恩給ヲ給スル途ヲ開キタイト云フ目的ヲ以テ本案ヲ提出シタルデアリマス、極

メテ單純ナル案デアリマスガ、ドウカ宜シク御審議ヲ願ヒマス

○山根正次君 私ハ此等ノコトニ付テハ別段ノ質問モナカラウト思ヒマス、殊ニ朝鮮ニ居ル者ニ對シテ隨分不自由ナ處ニ居ッテ官吏ガ勤メテ居リマスカラ、無論内地同様ニ恩給ノ恩典ニ與カルヤウニシタイト思ヒマスカラ、ドウカ此目的ヲ達スルヤウニ致シタイト考ヘマス、政府案ニ賛成致シマス

○入江武一郎君 唯今山根君ノ御意見ノアツタヤウデスガ其アトデ質問ヲ致スノモ如何デスガ、是ハ此前年朝鮮ノ判事ノ退職ヲスル其原因ト、又内地ニ於ケルトコロノ退職トナル事項ハ、是ハ同一ニナッテ居リマスガ

○政府委員(江木翼君) 全然同ジデゴザイマス、唯内地ハ裁判所構成法ニ依ッテ規定致シテ居リマスノト、朝鮮ハ朝鮮總督府ノ裁判所法ニ規定シテ居ル違ヒダケデアリマス

○入江武一郎君 サウ云フ事情デゴザイマスレバ、本案ハ必要ナ案ト思ヒマスカラ、山根君ノ意見ト同様賛成シテ宜カラウト思ヒマス

○委員長(福岡精一君) 御質問モゴザイマセヌカ、他ニ御意見モゴザイマセヌカ

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福岡精一君) ソレデハ滿場一致ヲ以テ可決シタモノト致シマス、是ニテ本委員會ハ終リマシタ

午前十時三十二分散會

明治四十五年三月二十四日印刷

明治四十五年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局